

ID: 303

担当部署: 経済観光部 観光政策課

処分の概要	資料の利用許可		
例規名 根拠条項	長門市くじら資料館条例 第10条第1項		
例規番号	平成17年条例第167号		
<p>【根拠条文】 (資料の利用)</p> <p>第10条 教育、学術及び文化に関する機関若しくは団体又は学術研究をする者で、特に資料を利用しようとする者は、教育委員会の許可を得て資料の閲覧又は貸出しを受けることができる。</p> <p>2 前項の閲覧又は貸出しは、資料の保管について安全が確保できると認められる場合に限り行う。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成27年5月7日	最終変更年月日	令和2年12月25日